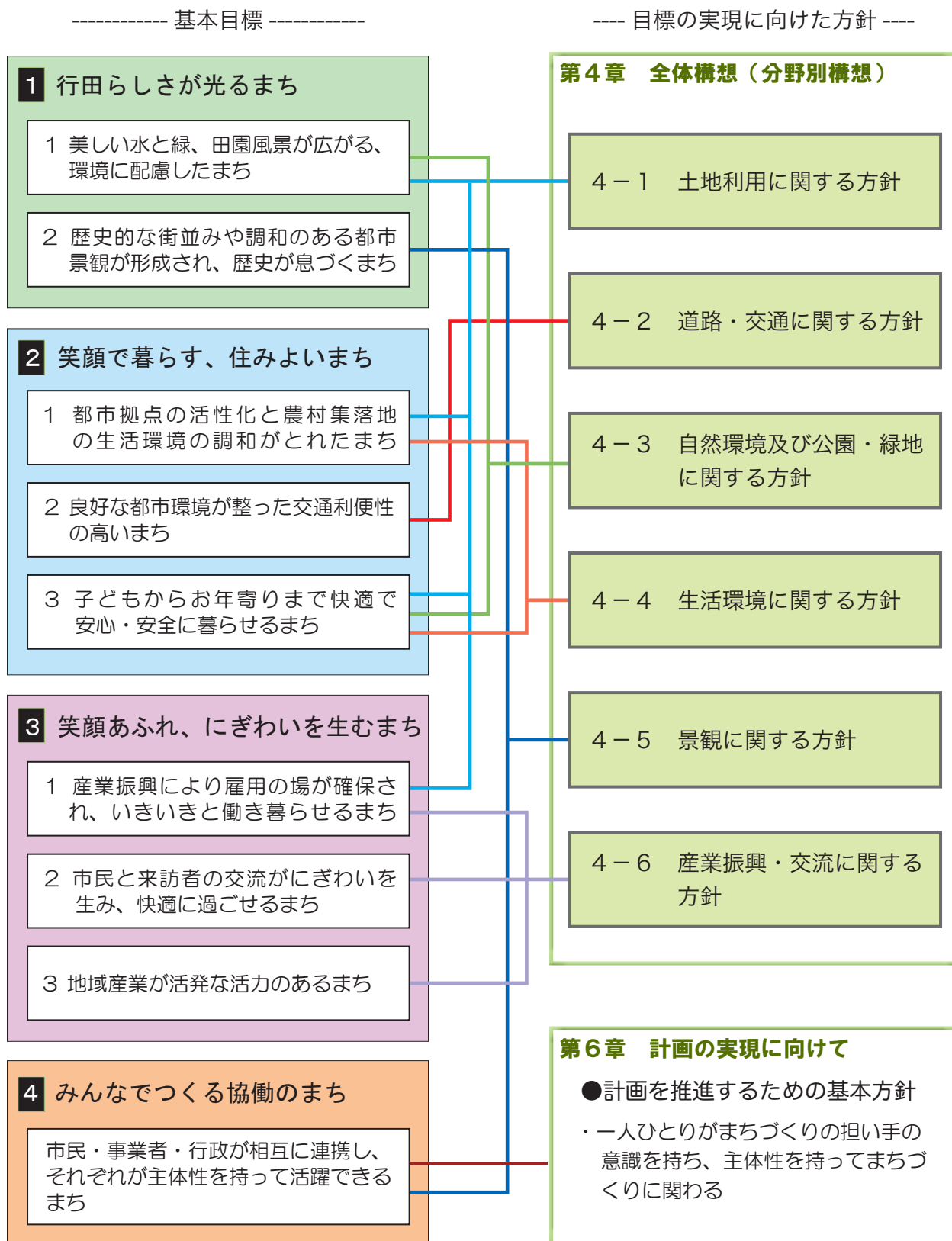


第4章 全体構想（分野別構想）

- 4－1 土地利用に関する方針
- 4－2 道路・交通に関する方針
- 4－3 自然環境及び公園・緑地に関する方針
- 4－4 生活環境に関する方針
- 4－5 景観に関する方針
- 4－6 産業振興・交流に関する方針

基本目標と分野別構想の関係図



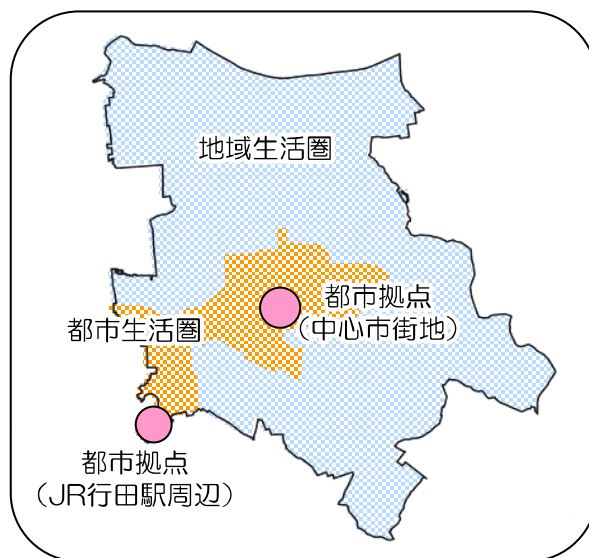
4-1 土地利用に関する方針

■ 基本的な考え方

これからのまちづくりでは、将来人口フレームにふさわしい環境負荷^{*}の小さな集約・連携型の都市構造の実現に向けて、多様な都市機能^{*}を都市拠点に集約し、あわせて公共交通などのネットワーク機能を強化することが求められています。

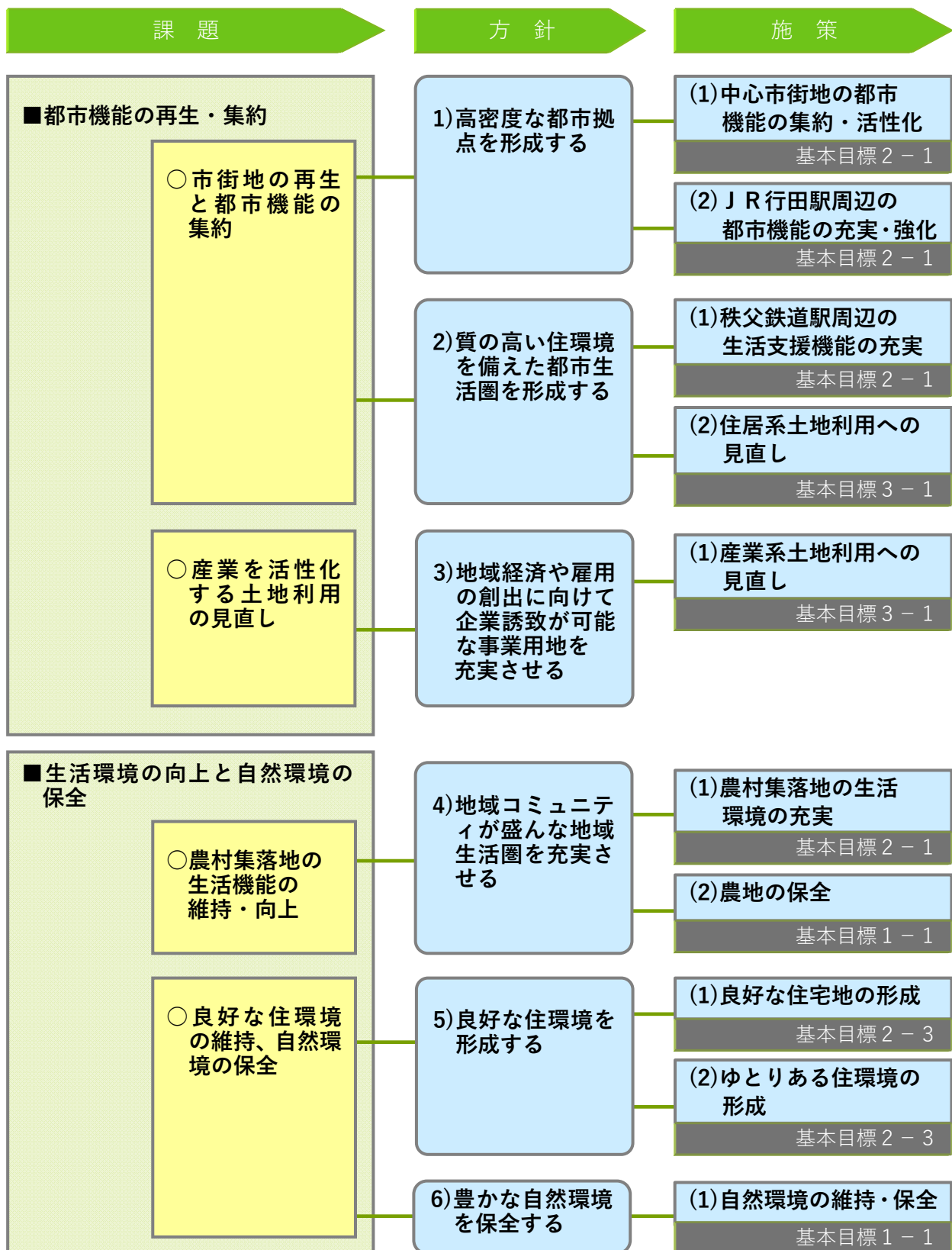
「都市拠点」においては、多様な都市機能を集約し、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

「都市生活圏^{*}」と「地域生活圏^{*}」は、都市機能の役割を分担し、それぞれの暮らしの質の向上を図るとともに、産業の活性化に向けた土地利用の見直しにより、まちの活力を創出します。



土地利用の基本的な考え方			
都市的 土地利用	産業系 土地利用	商業系 土地利用	地域特性や立地特性を活かしながら、商業・交流機能を集積し、それぞれ個性ある都市のにぎわいを創出します。
		工業系 土地利用	工業地の充実を図るとともに、周辺の生活環境・自然環境との調和を図りながら、まちの産業活力を創出します。
	住居系土地利用		都市基盤の整備と公共交通などの充実を図り、暮らしやすく快適な住環境 [*] を形成します。
自然的 土地利用	農業系土地利用		農地の保全を図り、農村集落地 [*] では、豊かな自然と共生する生活環境を形成します。
	河川、水路などの豊かな自然環境を形成します。		

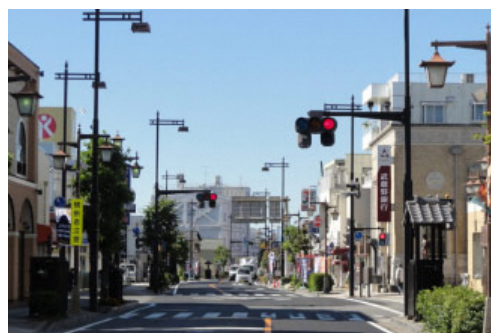
■ 土地利用に関する体系図



方針１）高密度な都市拠点を形成する

（１）中心市街地の都市機能※の集約・活性化

- 商業・福祉・観光など様々な都市機能を集約するため、市街地開発事業などに取り組みます。
- まちなか居住※を促進するため、民間事業者との連携を図り、住宅の共同化などを促進するとともに、市街化調整区域※における都市計画法第34条第11号区域※の見直しに取り組みます。



中心市街地



まちなか居住を進めるための取組み

出典：国土交通省

（２）ＪＲ行田駅周辺の都市機能の充実・強化

- 駅周辺の機能を充実させるため、行政サービス施設の充実を図るとともに、駅前広場の再整備に取り組みます。また、子育て支援施設や商業施設の整備を促進します。
- 交通結節機能※を充実させるため、駐車場・駐輪場の整備を促進します。

方針２）質の高い住環境※を備えた都市生活圏※を形成する

（１）秩父鉄道駅周辺の生活支援機能の充実

- 秩父鉄道持田駅・東行田駅の周辺では、交通結節機能※を強化するため、駐車場・駐輪場の整備を促進します。
- 秩父鉄道熊谷駅と持田駅間に新駅の設置を働きかけます。

（２）住居系土地利用への見直し

- 持田地区や前谷地区においては、ゆとりある魅力的な住宅地を形成するため、住居系土地利用への見直しを検討します。（住居系土地利用検討ゾーン）
- 新たな住宅地においては、エコタウン※のモデル地区としての整備に取り組みます。

方針３）地域経済や雇用の創出に向けて

企業誘致が可能な事業用地を充実させる

（１）産業系土地利用への見直し

- 産業振興を図るため、既存の産業団地と一体的な拠点が形成できる地区や、広域幹線道路※へのアクセスが容易で土地利用が見込まれる地区において、新たな産業系用途の土地利用を検討します。（産業系土地利用検討ゾーン）



産業系土地利用

方針４）地域コミュニティ※が盛んな地域生活圏※を充実させる

（１）農村集落地※の生活環境の充実

- 道路や水路などの基盤整備や、地域公共交通※の機能強化を推進します。また、生活を支える身近な小規模店舗などを誘導します。
- 秩父鉄道武州荒木駅周辺の活性化を図るため、駐車場や駐輪場などの整備を進めるとともに、土地利用の見直しを検討します。
- 新たな宅地開発については、開発許可制度※の適切な運用を行い、秩序ある土地利用を図ります。



農村集落地

（２）農地の保全

- 生産性の高い集団的な優良農地は、生産機能を維持するとともに、遊水機能※などの多様な環境機能をもつ緑地として保全します。



集団的な優良農地

方針5) 良好な住環境※を形成する

(1) 良好な住宅地の形成

- 工場と住宅が混在する市街地では、工場の操業環境と住環境の調和を図るため、地区計画※の指定に取り組みます。
- 老朽住宅などが密集する市街地においては、建物倒壊や火災の延焼などに対する安全性を確保するため、道路拡幅などの都市基盤整備や、防火地域※などの指定に取り組みます。

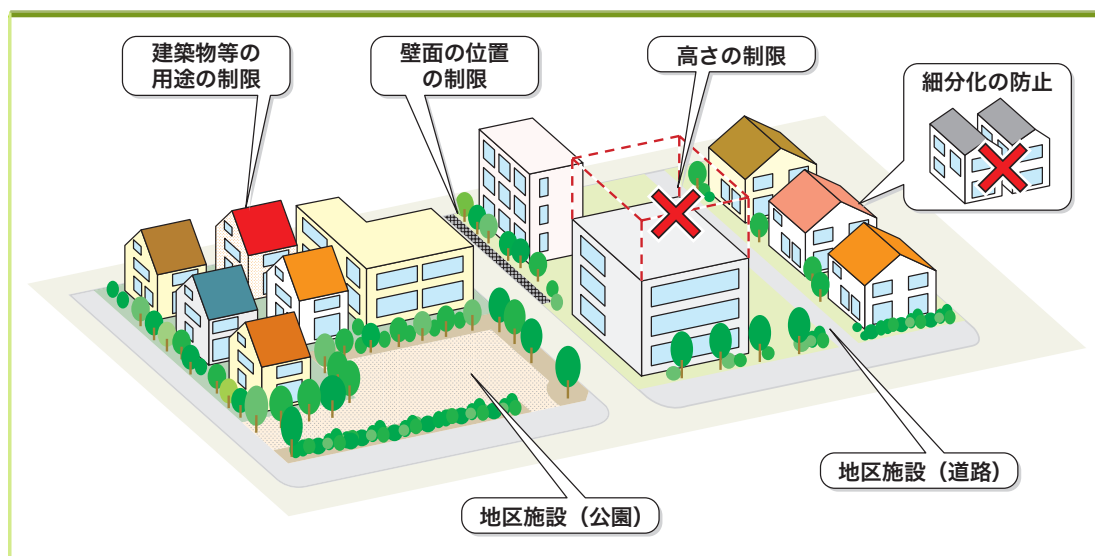


図 地区計画のイメージ

(2) ゆとりある住環境の形成

- 良好な住環境やゆとりある市街地を形成するため、地区計画などの指定に取り組みます。
- 住居専用地域は、日常生活を支える身近な小規模店舗の立地などを可能とするため、用途地域※の見直しについて検討します。

方針6) 豊かな自然環境を保全する

(1) 自然環境の維持・保全

- 河川、水路、田園などの自然環境を維持・保全するとともに、観光・レクリエーションの場としての活用を検討します。

[illegible]

4-2 道路・交通に関する方針

■ 基本的な考え方

これからのまちづくりでは、都市拠点とそれぞれの生活圏を公共交通のネットワークで連携した、「つなぐ」「めぐる」「つどう」を念頭においた道路・公共交通の整備が必要です。

「都市拠点」においては、歩いて楽しいまちづくりを進め、中心市街地の回遊性の向上を図ります。

「都市生活圏^{*}」においては、鉄道交通の機能強化や駅周辺の交通基盤を充実させるとともに、歩行者の安全性・快適性を重視し、少子化・超高齢社会^{*}に対応した、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

「地域生活圏^{*}」においては、生活道路^{*}ネットワークの強化を図るとともに、バスなどの地域公共交通^{*}ネットワークを充実し、農村集落地^{*}の利便性の向上を図ります。

また、本市の特徴である平坦な地形を活用した自転車交通環境の充実や、地域産業を支える道路交通環境の整備・充実を図ります。

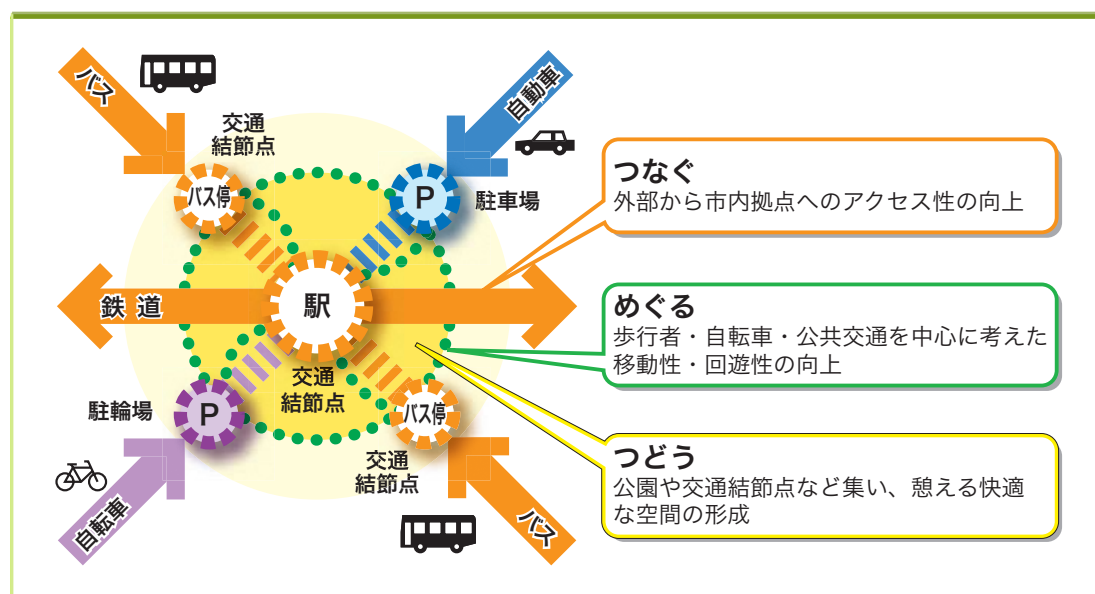
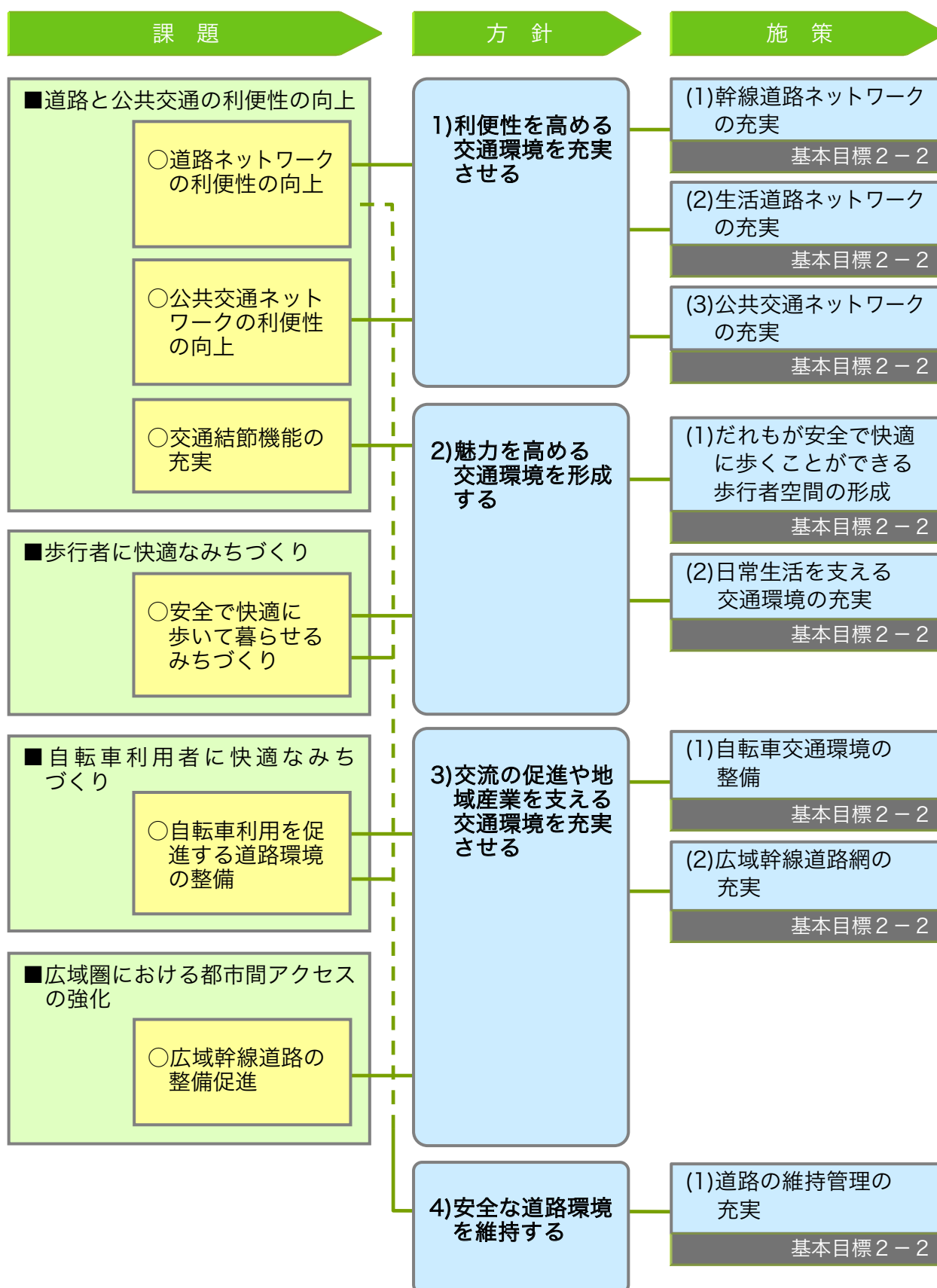


図 「つなぐ」「めぐる」「つどう」の役割イメージ

■ 道路・交通に関する体系図



◆ 道路の区分

本計画では、道路の役割を以下のように区分します。

- ◇広域幹線道路 …高速道路のインターチェンジなどへアクセスする地域高規格道路や一般国道
- ◇幹線道路 …近隣市を結ぶ広域交通を担う県道や、都市拠点と農村集落地[※]などを結ぶ主要な幹線市道
- ◇生活道路 …主として地域住民の日常生活に利用される道路で、自動車の通行よりも歩行者及び自転車の安全確保が優先されるべき道路

方針 1) 利便性を高める交通環境を充実させる

(1) 幹線道路[※]ネットワークの充実

- 生活環境の利便性を向上させるとともに、地域間の交流を促進するため、幹線道路の整備を促進します。
- 交差点改良などにより、交通渋滞の緩和を図るとともに、生活道路[※]への通過車両の抑制に取り組みます。
- 安全性や快適性に加え、周辺の景観や生態系など環境に配慮した道路整備に取り組みます。
- 長期にわたり未整備となっている都市計画道路[※]については、社会経済情勢や地域環境などの変化に対応し、必要に応じて見直します。

【主に取り組む道路】

- 都市計画道路 …常盤通佐間線
持田前谷線（市道第 6.1-1 号線）
- 一般県道 …行田市停車場酒巻線バイパス（北進道路）
- 市道 …市道第 2.1-2 号線
市道第 10.1-3 号線



南大通線

(2) 生活道路※ネットワークの充実

- 生活道路の整備を推進するとともに、緊急車両の通行を確保するため、狭隘な道路の解消を推進します。
- 狭隘な踏切などについては、鉄道事業者と連携して踏切改良などを推進します。

(3) 公共交通ネットワークの充実

- 地域公共交通※の利便性向上を図るため、近隣市と連携し、利用者のニーズに応じた交通体系の構築に取り組みます。
- 鉄道事業者や路線バス事業者と連携して、輸送力の増強に取り組みます。



市内循環バス（ラッピングバス※）

方針2) 魅力を高める交通環境を形成する

(1) だれもが安全で快適に歩くことができる歩行者空間の形成

- だれもが安全で快適に歩くことのできる交通環境の整備に向けて、ユニバーサルデザイン※による整備を推進します。
- 歩行者や自転車の安全確保を図るため、地域の実情に即して、交通規制や車道との分離などの安全対策を推進します。
- ポケットパーク※や休憩所など、市民や来訪者が集うオープンスペース※の整備を推進します。



生活道路の安全対策のイメージ

出典：警察庁（警察白書）

（２）日常生活を支える交通環境の充実

- 鉄道駅やバス停周辺における交通結節機能[※]の強化を図るため、駅前広場や駐車場、駐輪場の整備に取り組みます。
- 地域の交通拠点となるバス停と、商店・コンビニエンスストアなどの生活支援施設との近接配置などを検討します。

方針３）交流の促進や地域産業を支える交通環境を充実させる

（１）自転車交通環境の整備

- 利根川やさきたま古墳公園などの自然や忍城址周辺の歴史を巡るサイクリングロードをはじめとした、自転車交通環境の整備を推進します。
- 自転車の安全な交通環境を確保するため、自転車レーンなどの設置に取り組みます。
- 来訪者が便利に利用できるよう、観光レンタサイクルの更なる充実に取り組みます。



サイクリングロード

(2) 広域幹線道路※網の充実

■高速道路や圏央道のインターチェンジへのアクセス強化や交通渋滞の緩和を図るため、広域幹線道路の整備を促進します。

【主に取り組む道路】

- 熊谷渋川連絡道路、上尾道路
- 国道 125 号行田バイパスの4車線化
- 利根川新橋

方針4) 安全な道路環境を維持する

(1) 道路の維持管理の充実

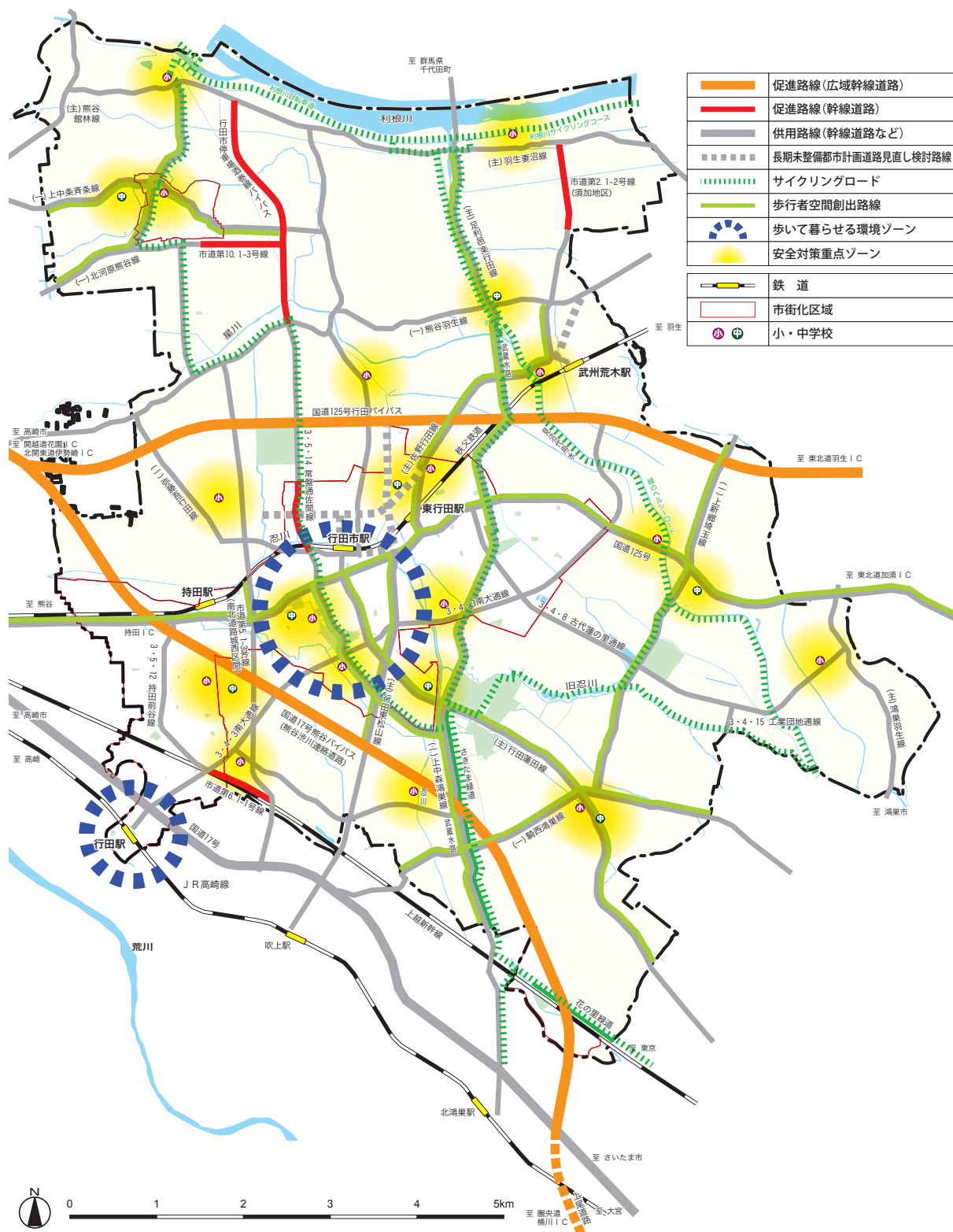
■道路の計画的な維持管理に取り組むとともに、自治会等地域組織やNPO※、事業者などと連携して、道路の里親制度※を推進します。

■橋梁長寿命化※修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の修繕や架替えを推進します。



市民による道路の維持管理活動

道路・交通構想図



4-3 自然環境及び公園・緑地に関する方針

■ 基本的な考え方

本市は、さきたま古墳公園や水城公園、古代蓮の里などの大規模な公園と、地域コミュニティ※の場としての身近な公園を数多く有しています。また、利根川をはじめとする河川が幾重にも流れ、身近に感じる水辺空間が形成されています。

公園等の緑地には、ゆとりや憩いを感じるオープンスペース※としての機能に加えて、多様な生物の生息環境の機能、環境保全機能、延焼防止や防災拠点としての防災機能、良好な景観の形成など、多様な機能があります。

これらの機能が十分に発揮されるよう、「緑の基本計画※」に基づき、行田らしい水と緑のまちづくりを進めます。

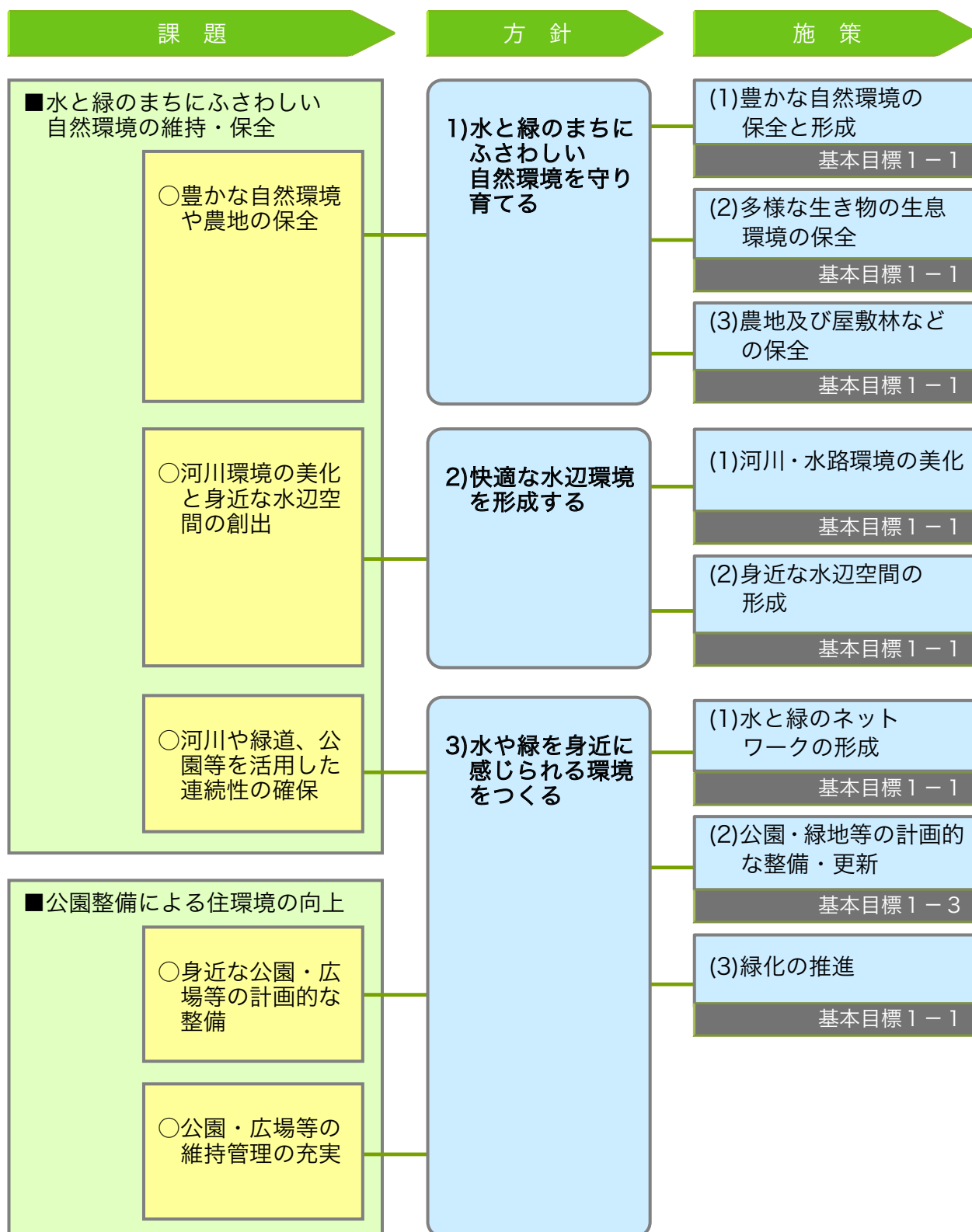


水城公園



丸墓山古墳からの眺望

■ 自然環境及び公園・緑地に関する体系図



方針１）水と緑のまちにふさわしい自然環境を守り育てる

（１）豊かな自然環境の保全と形成

- 河川や公園など、豊かな自然環境を保全します。
- 自然の森の再生に向けた緑化を推進するとともに、市民及び事業者の意識の醸成を図るため、自然環境の保全・育成に関する講演会などを開催します。

【主な取組み】

- 森づくり環境再生事業の推進



森づくり環境再生事業

（２）多様な生き物の生息環境の保全

- 多様な動植物の生態系への影響に配慮した、ビオトープ※などの整備に取り組みます。

（３）農地及び屋敷林※などの保全

- 農業振興地域※内の農地は、生産機能を維持し効率的な農業の推進を図るため、集団的な優良農地として保全します。
- 屋敷林や社寺林など、貴重な緑についての保全方策について検討します。



屋敷林

方針２）快適な水辺環境を形成する

（１）河川・水路環境の美化

- 自治会等地域組織やNPO※、事業者などと連携して、水辺環境の美化を推進します。
- 河川・水路の水質浄化に向けて、主要な河川や水路の年間通水を検討します。

（２）身近な水辺空間の形成

- 忍川や旧忍川、酒巻導水路などにおいて、親水護岸や遊歩道の整備を促進します。
- 河川敷などを活用した植樹や植栽により、親水空間の形成に取り組みます。



忍川

方針３）水や緑を身近に感じられる環境をつくる

（１）水と緑のネットワークの形成

- 主要な河川や水路の側道部を活用して拠点公園などの緑を遊歩道や緑道でつなぐなど、水と緑のネットワークの整備を推進します。

【主な取組み】

- ☐ かすが緑道の整備
- ☐ 忍城址周辺の整備（忍城址周辺整備基本計画）
- ☐ 武蔵水路改築の促進

（２）公園・緑地等の計画的な整備・更新

①大規模な公園の整備

- 観光や交流の拠点として、更なる施設整備を推進します。

【主な取組み】

- さきたま古墳公園の拡張整備の促進
- 水城公園の施設充実
- 行田市総合公園の施設充実
- 古代蓮の里の充実

②身近な公園・緑地等の整備

- 地域間のバランスを考慮し、身近な公園・広場の整備を推進します。
- 公園を地域コミュニティ[※]の場として再生するため、市民との協働[※]により、利用状況に即したリニューアルを推進します。
- 長期にわたり未整備となっている都市計画公園[※]については、社会経済情勢や地域環境の変化などに応じて見直します。

【主な取組み】

- 近隣公園の整備
- 切所沼護岸補修
- 多機能トイレの整備
- 健康遊具の整備



市民参加で花壇を作った公園

③公園・緑地等の維持管理の充実

- 公園施設長寿命化[※]計画に基づき、施設の計画的な修繕や更新を進めます。
- 自治会等地域組織や高次教育機関[※]などとの協働により、身近な公園・広場の維持管理に取り組みます。

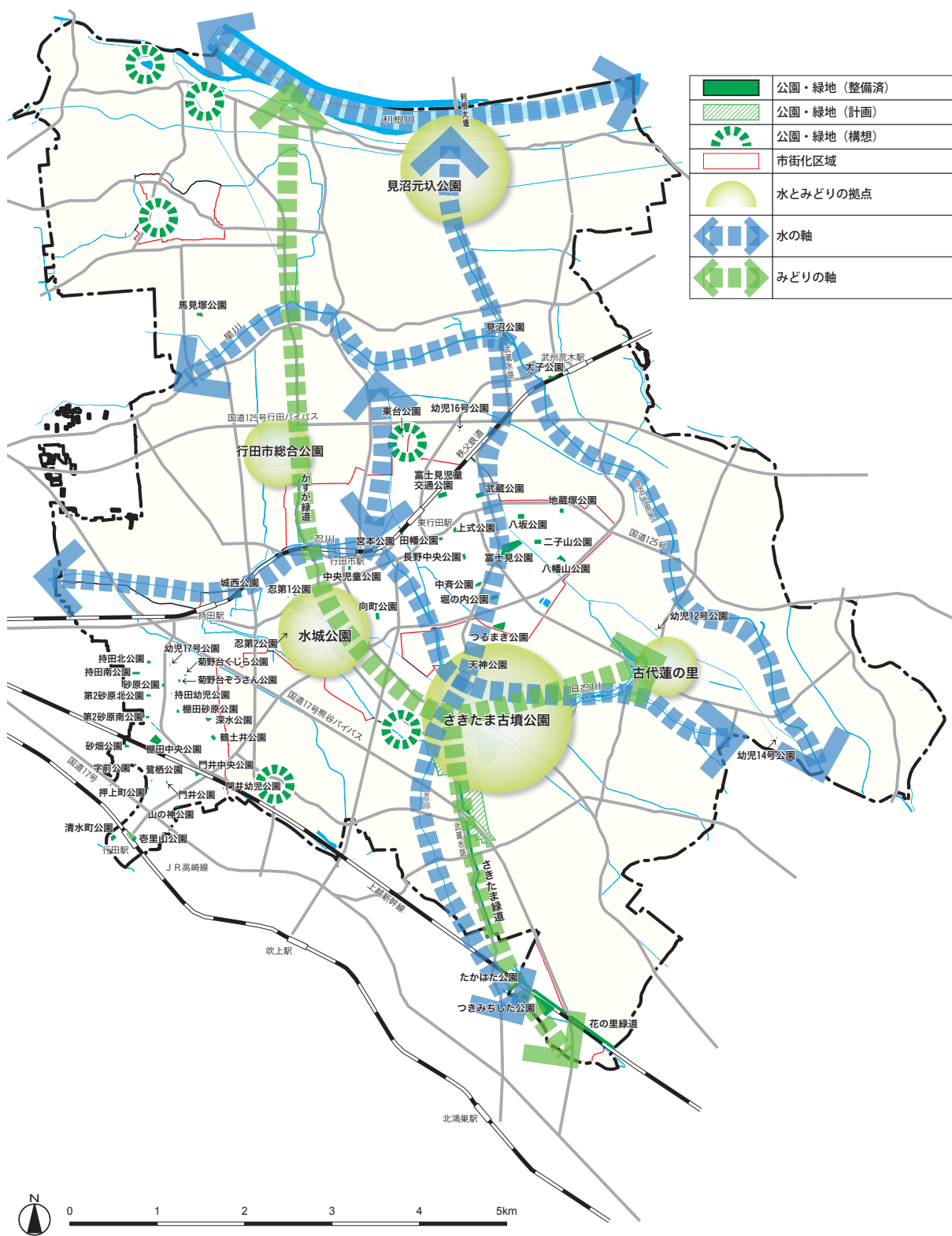
【主な取組み】

- 公園施設の計画的な更新
- 公園里親制度[※]による維持管理
- 公園の樹木や街路樹のオーナー制度の導入

(3) 緑化の推進

- 市庁舎及び学校などの公共施設の重点的な緑化に取り組みます。
- 地区計画[※]の活用により、生け垣の設置などの緑化を推進します。

水とみどりの構想図



4-4 生活環境に関する方針

■ 基本的な考え方

だれもが安全で安心して住み続けられるまちを実現するためには、災害に対する安全性や、生活環境の向上が必要です。

そのため、災害に強いまちづくりを進めるとともに、質の高い住環境※の形成を図ります。また、災害時には市民の生命を守るため、地域防災計画に基づき、迅速かつ適切に対応します。

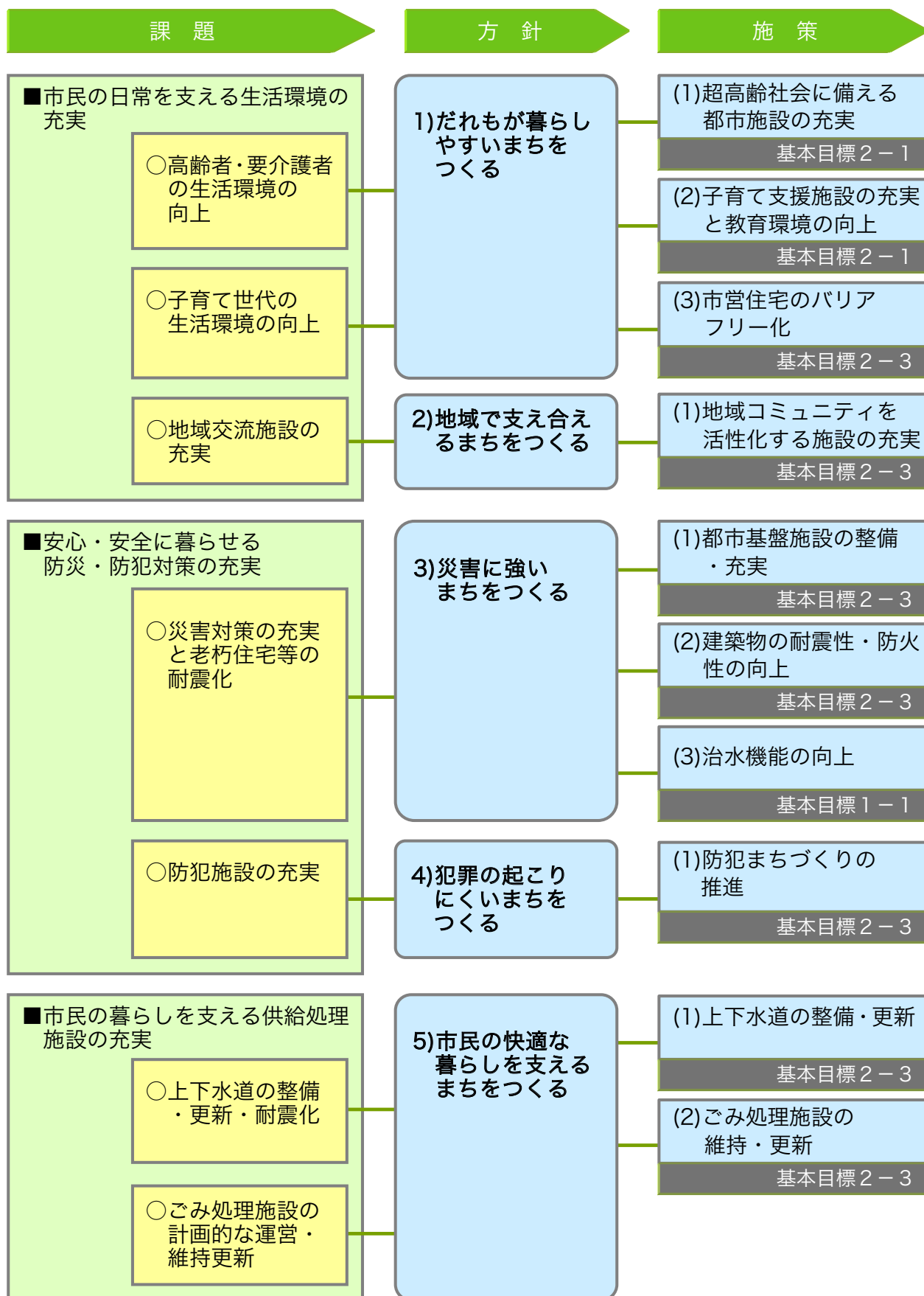


水害からまちを守る調節池



汚水中継ポンプ場

■ 生活環境に関する体系図



方針1) だれもが暮らしやすいまちをつくる

(1) 超高齢社会※に備える都市施設の充実

- 公共施設や都市基盤施設においては、ユニバーサルデザイン※に基づいた整備を推進するとともに、鉄道事業者と連携し、橋上駅におけるエレベーターの設置などバリアフリー※化を推進します。
- 健康づくりの場となる施設の整備を推進します。
- 高齢者が住みやすい共同住宅などの整備を促進します。

(2) 子育て支援施設の充実と教育環境の向上

- 公共施設を活用した子育て支援施設などの充実に取り組みます。
- 学童保育の充実やビオトープ※などの身近な学習の場や遊びの場の整備に取り組みます。
- 小・中学校における教育環境の充実を推進します。
- 児童・生徒の安全確保を図るため、小・中学校周辺の通学路における交通規制や歩車道分離などの安全対策を推進します。



子育て支援施設

(3) 市営住宅のバリアフリー化

- 高齢者や障がい者に配慮した、市営住宅のバリアフリー化を推進します。

方針2) 地域で支え合えるまちをつくる

(1) 地域コミュニティ※を活性化する施設の充実

- 公民館、自治会館などの機能充実や小・中学校の有効活用に取り組みます。



空教室の活用事例
(左：コミュニティセンター)
(右：放課後子ども教室)



方針３）災害に強いまちをつくる

（１）都市基盤施設の整備・充実

- 災害時の緊急輸送道路※となる、広域幹線道路※や幹線道路※の整備を促進します。
- 老朽化した橋梁や、上下水道などのライフラインの耐震化を推進します。

（２）建築物の耐震性・防火性の向上

- 公共公益施設の耐震化を推進します。
- 支援制度の導入により、住宅の耐震化を促進します。
- 市街地の不燃化※に向けて、防火地域※などの指定に取り組みます。

（３）治水機能の向上

- 局地的な豪雨や台風などによる浸水や冠水などの水害を防ぐため、河川・水路の治水対策や面的な内水※排除対策を推進します。
- 治水機能の向上を図るため、総合的な治水対策を推進します。

【主な取組み】

- 冠水区域における内水排除
- 利根川堤防強化の促進
- さきたま調節池の整備促進
- 武蔵水路改築事業の促進



治水機能

方針４）犯罪の起こりにくいまちをつくる

（１）防犯まちづくりの推進

- 防犯に配慮した道路・公園等の維持管理を推進します。
- 環境に配慮した道路照明灯や防犯灯の整備を推進します。



環境に配慮した照明灯

方針５）市民の快適な暮らしを支えるまちをつくる

（１）上下水道の整備・更新

- 水道と公共下水道の整備を推進します。
- 効率的な汚水処理を行うため、公共下水道全体計画区域の見直しに取り組みます。
- 水質汚濁の低減に向けて、合流式下水道※の改善に取り組むとともに、公共下水道計画区域外については、合併処理浄化槽※による水洗化を促進します。
- 水道施設、公共下水道及びし尿処理施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した施設の計画的な更新に取り組みます。

（２）ごみ処理施設の維持・更新

- ごみ処理施設の長寿命化※を図るため、計画的な維持・修繕等を進めます。
- 新たな施設整備については、近隣の自治体と連携して検討します。
- 「行田市環境基本計画」に基づき、ごみの減量化と資源の有効活用を推進します。



クリーンセンター

4-5 景観に関する方針

■ 基本的な考え方

住みたい、訪れたいと思えるまちづくりを進めるためには、地域固有の歴史や文化を映し出す、愛着の感じられる景観が大きな役割を果たします。

このため、豊かな自然を感じさせる風景、活力・にぎわいといった都市的な風景、及び歴史を感じる風景を活かした景観まちづくりを進めます。

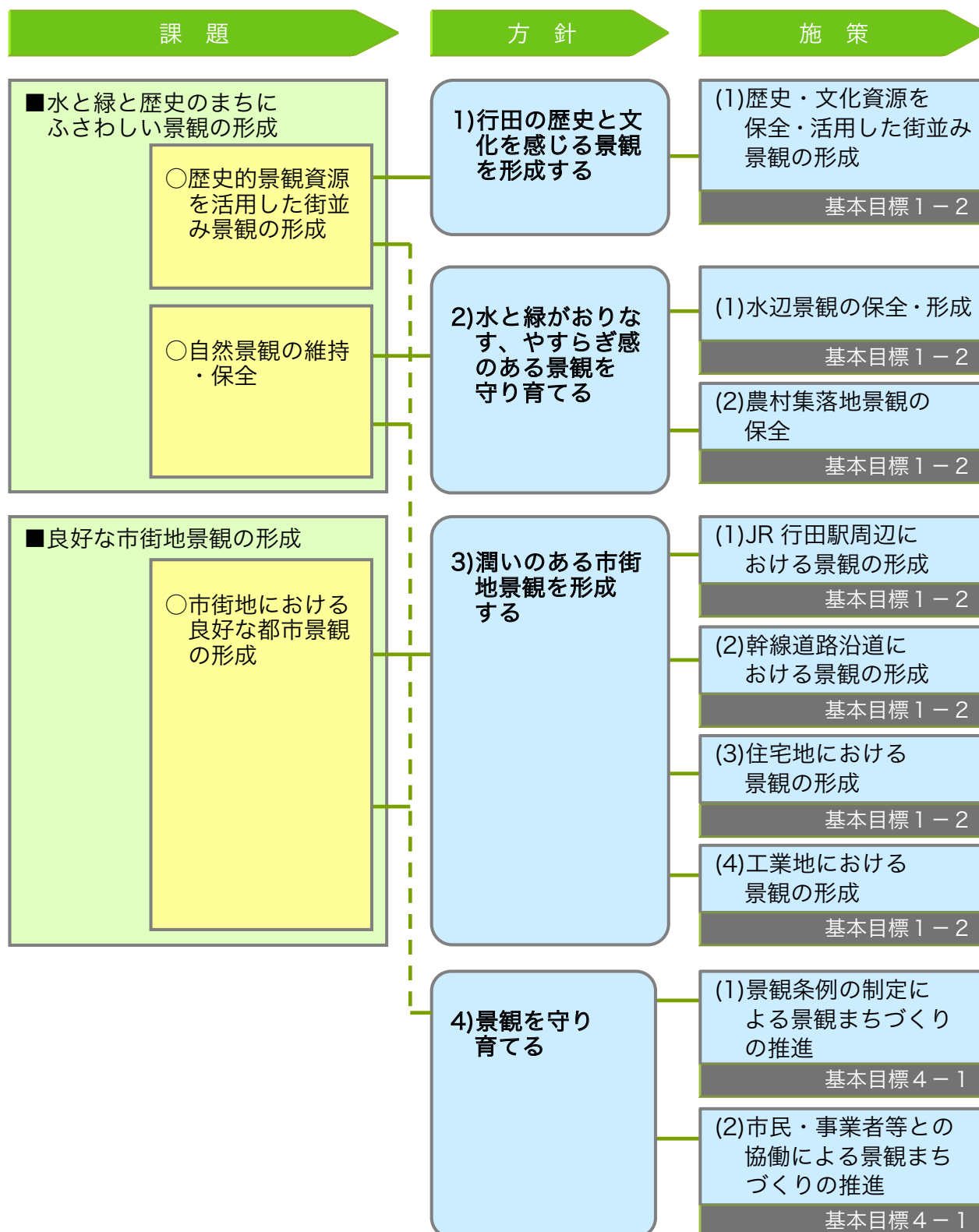


忠次郎蔵



武蔵野銀行

■ 景観に関する体系図



方針1) 行田の歴史と文化を感じる景観を形成する

(1) 歴史・文化資源を保全・活用した街並み景観の形成

■ 忍城址や足袋蔵、神社仏閣などの歴史・文化資源を保全・活用するとともに、それらを結ぶ路地や遊歩道の整備により、歴史を感じる街並み景観の形成に取り組みます。



歴史・文化資源を活かした街並み景観

方針2) 水と緑がおりなす、やすらぎ感のある景観を守り育てる

(1) 水辺景観の保全・形成

■ 緑と一体となった水辺景観を形成するため、市内を流れる河川・水路等に沿って、周辺環境に配慮した緑道や遊歩道の整備を推進します。



酒巻導水路

(2) 農村集落地※景観の保全

■田園風景を保全するため、開発許可制度※の適切な運用により、集団的な優良農地の保全に取り組めます。



集団的な優良農地

方針3) 潤いのある市街地景観を形成する

(1) JR 行田駅周辺における景観の形成

■南の玄関口としてふさわしい景観を形成するため、駅周辺の都市基盤整備や緑化に取り組めます。

(2) 幹線道路※沿道における景観の形成

■幹線道路沿道の良好な景観を形成するため、屋外広告物※や建築物等の規模・色彩などの規制や、街路樹の整備による連続性のある景観形成に取り組めます。



緑豊かな沿道景観

(3) 住宅地における景観の形成

■緑豊かでゆとりのある落ち着いた住宅地の景観を形成するため、建築協定[※]や地区計画[※]により、生け垣の設置や敷地内の緑化を促進します。

(4) 工業地における景観の形成

■周辺環境に配慮した景観形成を図るため、敷地内の緑化などを促進します。

方針4) 景観を守り育てる

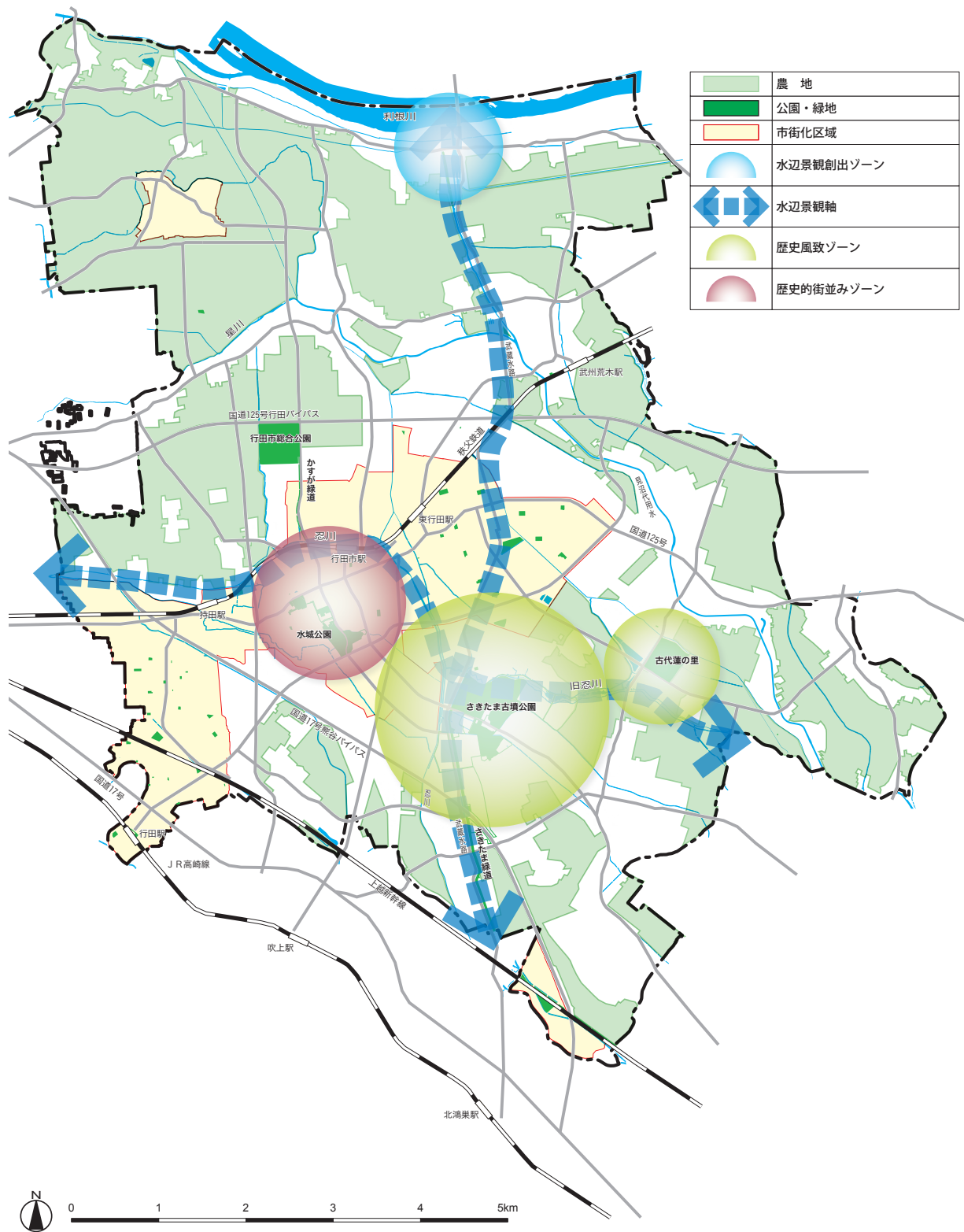
(1) 景観条例[※]の制定による景観まちづくりの推進

■行田らしい景観の保全と形成を図るため、景観行政の総合的な指針となる景観条例の制定に取り組みます。

(2) 市民・事業者等との協働[※]による景観まちづくりの推進

■景観に関する情報発信により、市民・事業者・行政との協働による景観まちづくりに取り組みます。

景観構想図



4-6 産業振興・交流に関する方針

■ 基本的な考え方

人口減少社会において、市の活力を維持するためには、多様な世代の人々が快適に働くことができる雇用の場を確保することが求められています。

新たな産業の進出に対応可能な産業基盤を充実させ、快適に働く場所を創出し、活力あふれるまちづくりを進めます。

また、生活に対する価値観の多様化により、訪問地において『親しみ、味わい、体験し、交流する』などの指向が高まっています。

地域資源^{*}を活かすことにより、交流機会を増やし、参加・体験型の交流へと転換していくことにより、交流人口^{*}の増加による活性化を進めます。

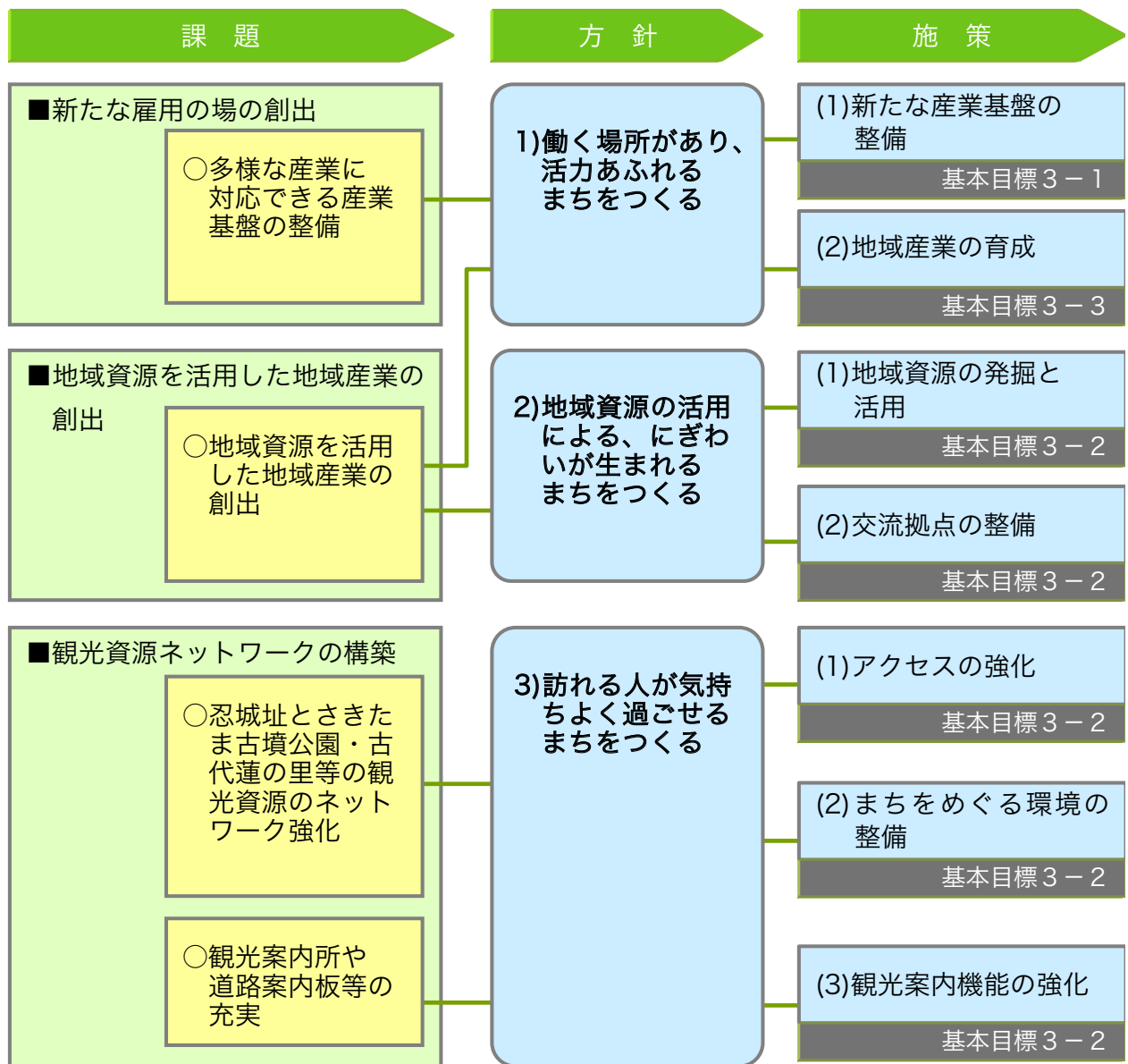


行田みなみ産業団地



歴史資源を活用した観光施設

産業振興・交流に関する体系図



方針１）働く場所があり、活力あふれるまちをつくる

（１）新たな産業基盤の整備

- 情報・通信、エネルギー、リサイクルなどの新たな産業や研究開発機関などの進出に対応できる環境を整えるため、土地利用の見直しを検討します。

（２）地域産業の育成

- 本市特有の食文化、足袋など既存の資源や人材を活かした地域に根付いた新たな地域産業の発掘・育成に取り組みます。
- 高次教育機関※や事業者との連携により、忍城址や足袋蔵などの歴史資源※の保全・活用や、ものづくりの伝統を活かした新たな資源の創出を検討します。

方針２）地域資源※の活用によるにぎわいが生まれるまちをつくる

（１）地域資源の発掘と活用

- 観光産業の充実に向けて、体験型農業や新たな特産品・加工品の開発などの６次産業化※に取り組みます。
- 歴史・文化資源のPR強化を図るため、埼玉古墳群の世界遺産登録活動を推進します。

（２）交流拠点の整備

- 行田市総合公園周辺に、観光情報の発信機能や、地域物産販売機能などを備えた交流拠点の整備に取り組みます。
- まちなかの物産店、飲食店、街角ギャラリーなど、気軽に立ち寄り、滞在できる環境を整備するため、NPO※などの市民団体と連携し、空き店舗の活用を促進します。

方針３）訪れる人が気持ちよく過ごせるまちをつくる

（１）アクセスの強化

- 鉄道駅から地域資源※へのアクセス強化を図るため、市内循環バスなどの地域公共交通※の充実化に取り組みます。
- 自動車利用者の利便性向上を図るため、幹線道路※の整備を促進します。

（２）まちをめぐる環境の整備

- 観光レンタサイクルの更なる充実を図るとともに、多様な地域資源をめぐるまちあるきルートやサイクリングコースなど、歩行者や自転車のための安全で快適な空間整備を推進します。

（３）観光案内機能の強化

- 観光案内機能の強化を図るため、観光案内所の充実化に取り組みます。
- 観光サインや観光マップなどによる情報提供を推進するとともに、分かりやすい道路案内板などの整備に取り組みます。

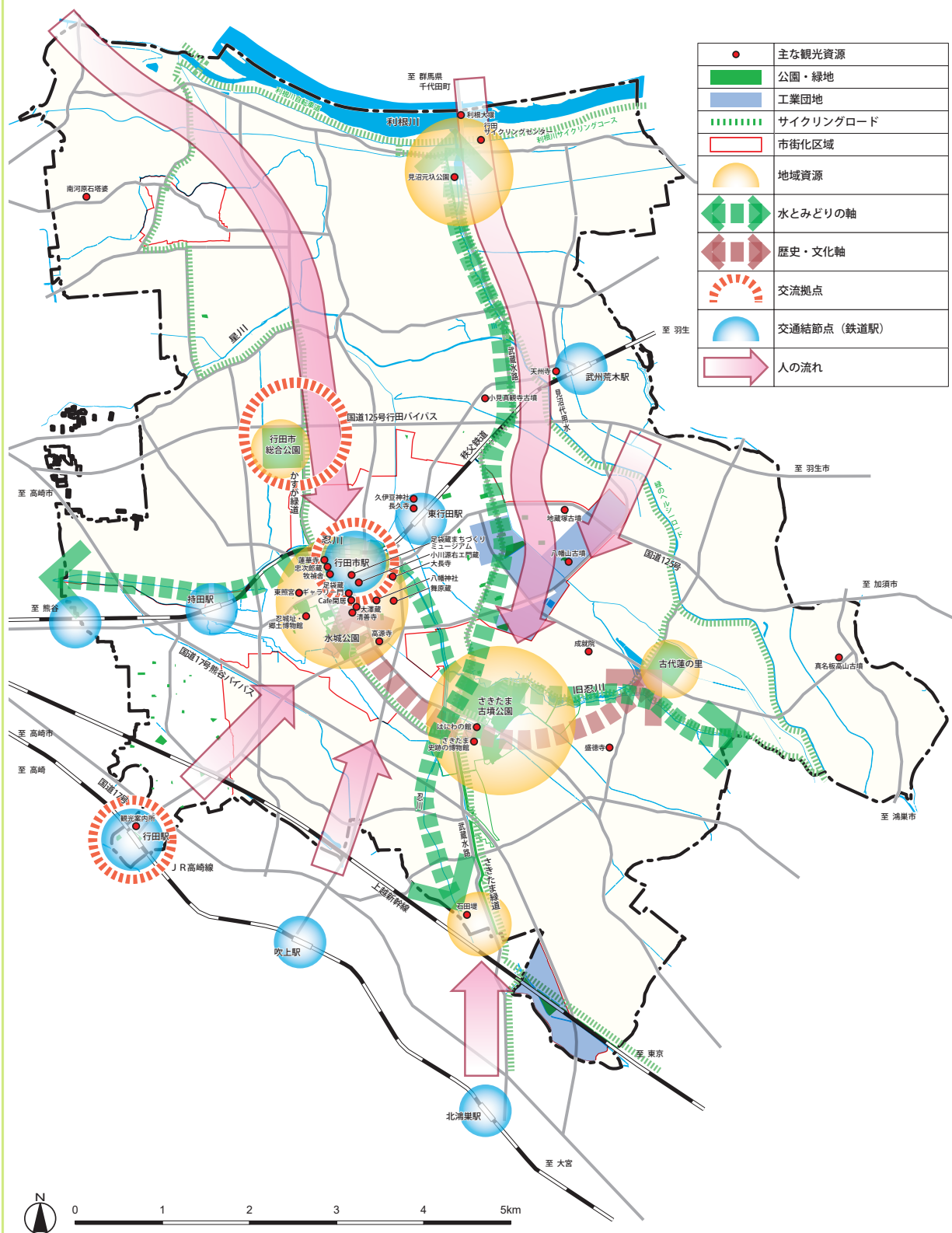


観光案内所



観光案内版

産業振興・交流に関する構想図



第1章 都市計画
マスタープランの概要

第2章
都市の現状と課題

第3章
将来都市像

第4章
（分野別構想）

第5章
地域別構想

第6章
計画の実現
に向けて

参考資料

